令和７年度　京都市立松陽小学校「学校いじめの防止等基本方針」

1　総則

⑴ 目的

「いじめ」は、子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校を引き起こす深刻な人権問題です。本来、子どもは家庭や地域社会、学校等において学習や様々な体験をするなかで、人間関係を構築し、社会生活を営むうえで必要となる知識や経験等を会得するとともに、人格が形成され自己を確立していきます。しかし、いじめは、その態様を変化させながら、大きな教育問題、社会問題となってきており、子どもの教育を受ける権利を著しく侵害したり、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えたりしています。場合によっては、その生命または身体に重大な危険を生じさせ、その可能性や未来を損なうおそれがあるものとなっています。

本市においては「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」という教育理念の下、児童・生徒の豊かな感性・情操、他人を思いやる心、正義感、人権を尊重する態度を育む教育活動を展開するとともに、児童・生徒自身が主体的にいじめについて考え、いじめを無くす行動力の育成に努めてきたところです。今後は、「京都市いじめの防止等取組指針（平成 29 年 9 月改定)」に則り、子どもの成長に関わる全ての人々との協働のもと、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を構築するための施策、取組を一層推進するとしています。

そこで、本校では、子どもも「居場所づくり」「絆づくり」につながる取組を通して、「成長を促す指導」「予防的指導」「課題解決的指導」の観点に立った生徒指導の充実を図ります。その中で、「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進します。

⑵ 基本理念

「いじめ」は、全ての児童に関する問題です。いじめ防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行います。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いようにします。初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消した事案についても、学校が組織として積極的にいじめを認知し、解決に向けた取組を行います。

いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにします。加えて、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行います。

2　いじめ対策委員会

⑴ 委員会名　「松陽小学校いじめ対策委員会」

⑵ 構成員（職名又は校務分掌）

校長　教頭　教務主任　道徳教育推進教師　生徒指導主任　生徒指導部 学年主任　養護教諭　スクールカウンセラー　スクールソーシャルワーカー

⑶ 開催時期

定例委員会は、毎月１回、３部会（生徒指導部会）の中で開催（緊急の場合は、構成員も含めこの限りではない。）

⑷ 委員会として取り組む内容

・基本方針に基づく取組や年間計画の作成、確認
・未然防止の取組の推進、早期発見に向けての対策
・各学年の児童の情報交換と課題の共有
・教職員の共通理解と意識啓発
・いじめに関わる情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認
・発見されたいじめ事案への対応、重大事案への対応（拡大委員会として）
・「いじめアンケート・クラスマネジメントシートの活用」「いじめ対策委員会の実施」「いじめの対応に特化した研修の実施」の企画・運営と評価

3　学校いじめ防止プログラム

⑴ 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア　授業づくり

・帯タイムや放課後の時間を活用して、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得できるようにし、すべての児童に学習基盤の確立を図ります。
・主体的・対話的な学びを重視し、児童が各教科等で習得した「見方・考え方」を働かせて「深い学び」に向かう授業を通して、「学ぶ楽しさ」「わかる喜び」を実感できるようにするなど、授業の質を高めます。

イ　人権教育

・人権尊重の基盤となる信頼関係を構築し、よりよい人間関係を形成する集団活動を推進します。
・児童の将来を見据え、すべての児童の自己実現につながる取組の充実を図ります。
・「誰一人取り残さない（leave no one behind)」という人権の理念が掲げられた世界共通の目標である「SDGs」を踏まえ、持続可能な社会の創り手として必要な人権意識を高めます。

ウ　特別活動

・自己実現、人間関係形成、社会参画の視点で、特別活動において育てる資質・能力のうち、「思考力、判断力、実践力」に重点をおいて育成します。

・自己や集団のよさ、可能性を実感できるような活動を意図的に仕組み、「学びに向かう力、人間性等」を醸成する「空気」をつくります。
・総合的な学習の時間や行政機関等の学校支援の取組を効果的に組み合わせたり、地域やＰＴＡとの連携・協働を図ったりして、「社会に開かれた教育課程」の編成に努めます。
・学級や学校の生活づくりのために自己の役割や責任を果たす態度、多様な他者と互いのよさを認め合って協力する態度、規律を守る態度などの社会性の基礎を育成します。
・自分たちの学級生活を楽しくするために、議題を見付けて話し合い、協力して実践する活動を推進します。
・課題を明確にして、子ども・学級の変容に粘り強く働きかける実践活動を推進します。
・支援や配慮が必要な児童を取り巻く支持的な学級集団を創造します。
・学校行事の目標や内容、時期・時数などを見直し、教育課程の構造的な編成に努めます。

エ　道徳教育
・実践を通して学ぶ特別活動や体験を通して学ぶ総合的な学習の時間と、心を育てる道徳科を関連させる取組の工夫と充実を図ります。
・多様な実践活動や体験活動を生かして、道徳的価値の理解を深めたり態度化したりします。その中でも、重点化した道徳的価値についてはふりかえりカードを効果的に活用し、自らの道徳性と向き合うことができるようにします。
・特に道徳科は、各時間のねらいを明確にし、板書等で効果的な指導を工夫して、その充実を図ります。各時間の振り返りについても「ねらいとする道徳的価値」や「心の色」を意識できるようにします。

オ　教育環境整備
・教育力のある空気を醸成するための環境美化を推進します。
・学びのユニバーサルデザイン化を図るための環境整備を推進します。
・各学年に道徳掲示板を設け、月１回のペースで道徳科の板書や児童の考え等を掲示します。また、特別活動掲示板を設け、実践活動や体験活動の振り返りを充実させます。

カ　小中連絡部会
・樫原中学校生徒指導部長・松陽小学校生徒指導主任・樫原小学校児童理解チーフ・管理職で構成します
・３校で行動月間目標（樫原・松陽共通目標）を設定し、学年の発達段階を意識した行動を促します。
・ポスターや学校だより、学年だより等で児童生徒に加え、地域、保護者に発信します。
・「私の地域の学校はこんなことしている。」と自慢できる樫原小・松陽小・樫原中学校を目指し、自慢できることで子どもの自己有用感があがり、自己有用感・高揚により、いじめ不登校の減少が図れるという仮説の下、取り組みます。

キ　保護者、地域、関係機関との連携
・「つばさ・ももの木」連絡会や学習相談の充実を図り、情報共有を確実にすることで、当該児童の「生きる力」の育成を意識した教育活動を確かなものとします。
・教務部と学年・学級との協力指導体制を工夫し、子どもや保護者の様々な課題を担任が一

人で抱え込まないように留意します。
・家庭や関係機関と連携し、子どもや保護者の様々な困りに対応する支援のあり方を工夫するなどして、児童一人一人の教育的ニーズに応じた組織的な取組を推進します。
・地域力を生かす学校運営協議会の取組を推進します。
・児童生徒の小中９ヵ年を見通した教育活動の充実と推進を図ります。
・学校評価アンケートを行い、結果を分析し、成果と課題を共有します。

⑵ いじめの早期発見・積極的認知のための措置

ア　情報の集約と共有

・問題行動等については、些細な事象から記録をとって情報収集に努め、当該児童の理解やその指導について共通理解を図ります。
・いじめに関する事象があった場合には、些細な行動や疑いも含め、「いじめ対策委員会で情報を把握し、学年主任等を通して、全教職員で共有します。
・「いじめ対策委員会」で共有された情報は、 各学年で早急に周知を図ります。
・重大事案については、対応等の検討、指導の徹底、事後の振り返りの後、全教職員で情報を共有します。

イ　児童生徒に対する定期的な調査

・学校評価アンケートを行い、児童・保護者の視点からの情報を得たり、多面的に事象をとらえたりします。
・いじめのアンケートやクラスマネジメントシートを活用し、「いじめ」の兆候の早期発見に努めます。
・教育相談の意義を共通理解して実施し、全学級において担任と児童の信頼関係づくりを進めます。
・保護者の悩みや相談を適切に受け止めるために、校長と関係教職員が保護者との面談の時間を設定します。
・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携による児童や保護者との教育相談を実施します。

ウ　上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

・調査等の結果については、児童生徒に丁寧に聴き取りを実施し、各クラス・各学年間だけではなく、いじめ対策委員会で共有し、各校におけるいじめの早期発見・適切な初期対応等、いじめの問題の取組の推進や生徒指導に活用します。
・上記の調査等により、いじめの情報があった時には、いじめ対策委員会において情報の迅速な共有を行うとともに、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行います。

⑶ いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア　基本的な考え方

・いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、事後の対応等について検討します。
・その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専

門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進めます。

イ　いじめやその疑いを把握した時の校内での情報共有及び対応

・速やかな対応、丁寧で公平な聞き取り、正確な事実関係の記録をします。
・いじめの発見や報告があれば、すぐに「いじめ対策委員会」で情報を共有します。（組織的な対応）
・周りの児童のいじめ事象への関わりを把握します。
・被害児童への支援や加害児童への指導が適切に行えるように体制を整えます。
・被害及び加害児童の保護者への的確かつ丁寧な連絡を行います。
・周りの児童への適切な指導（学級、学年等）を行います。
・上記の流れは、別記のフローチャート図の通りです。

前提となる基本事項

『学校いじめの防止等基本方針』
- □学校いじめ防止プログラムの策定
- □教職員，児童生徒，保護者，地域への周知
- □取組状況を学校評価に位置付け，点検・評価を行い，必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』
- □担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- □臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- □児童生徒，保護者，地域への周知
- □いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組

（予防）

- ・学習環境の整備及び授業改善
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・特別活動（児童生徒が主体的に行う活動や体験活動）の充実
- ・学級経営の充実（児童同士の絆づくり）

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

（見逃しのない観察）

- ・教職員，児童生徒，保護者，地域，その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から　等

↓

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し，事実関係を把握する。

（手遅れのない対応）

【いじめ対策委員会で共有】
- ●まず，いじめ対策委員会で情報共有を行い，聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】
- ●複数教職員で対応し，「いじめ」の認知は，表面的・形式的に行わず，組織的に判断する。
- ●いじめを受けた児童生徒と，いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- ●何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- ●聴き取った内容は，時系列で事実経過を確認・整理して，記録をまとめておく。

↓

管理職のリーダシップの下，学校としての対応方針を決定する。
［認識の共有化・行動の一元化］

（心の通った指導）

【児童生徒への指導・支援】
- ●いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- ●登下校，休み時間，清掃時間等，隙間の時間をつくらず，被害児童・生徒を見守る。
- ●いじめを行った児童生徒に対し，二度と繰り返さないよう，自らの非を深く自覚させ，<u>再発防止</u>に向けた指導を行う。
- ●周囲の児童生徒に対し，いじめを他人事ではなく，自分たちの問題として捉えさせる。

- ●担任（担当者）をはじめ，つながりのある教職員を中心に，関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を速やかに行い，事実関係と今後の指導方針を説明し，必要な連携を求める。

【謝罪の場の設定】
- ●いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し，原則，関係児童生徒，保護者が一堂に集まり 謝罪をする場をもつ。

【関係機関との連携】
- ●必要に応じて警察，児童相談所等と連携して対処。

⇔ **【教育委員会への報告・連携】**
- ●重大事態の疑いがある等，いじめ事案の内容により，直ちに教育委員会へ報告し，連携して対処する。

↓

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】
- ●少なくとも以下の２つの要件が満たされるまで支援を継続する。
  - ①いじめに係る行為が<u>少なくとも３か月間</u>止んでいること　（救済）
  - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと　（回復）
  - ※面談等により確認し，解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

ウ　インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童への指導、地域や保護者への啓発に努めます。
・「非行防止教室」や「ケータイ安全教室」での内容を他学年の児童にも周知します。
・ネットでのいじめや嫌がらせなどネットに関わる問題行動等の事例を校内で伝え、いじめとの関わりや対応策についての理解を深めます。
・児童の実態に対応した情報モラルの指導を徹底し、携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機による問題行動の未然防止を図ります。

エ「いじめ解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

・学校は、いじめが止んでいる状態が３か月以上経過するまでは、いじめを受けた児童・いじめを行った児童の様子を含め状況を注視し、いじめ対策委員会でその状況を共有することとします。
・いじめの被害の重大性等から教育委員会やいじめ対策委員会が、さらに長期の期間が必要であると判断した場合は、注視する期間を目安である３か月を超え設定します。
・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることを大切にします。また、いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

⑷ 教職員の資質能力向上の取組

ア　基本的な考え方

・「いじめ防止対策推進法」「京都市いじめの防止等取組指針」「学校いじめの防止等基本方針」を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等に対し、校内研修の充実を図ります。
・児童の豊かな学校生活や健やかな成長を支える学級集団づくりの推進を目標として、学級経営や特別活動についての認識や指導法を深める研修を行います。

イ　研修の時期・内容等

・８月に行う生徒指導研修会時に実施する。内容は「基本方針の徹底」「教職員のいじめに対する意識向上」「未然防止対策・早期発見に向けた対策」「カウンセリングマインド」などについて研修します。
・年間を通して、「人権感覚」の醸成について、特別活動を中核に据えた教育実践のあり方を研究し、１月の研究発表会において、その研究成果を発信します。
・若年教員に焦点を当てた「松陽教育講座」などの取組の中で、学級経営や特別活動、道徳教育についての認識や指導法を深める研修を計画します。

4　保護者・地域、関係機関との連携

⑴ 地域・家庭との連携の推進に向けて

・登下校中や休日に「いじめ」が起こることもあります。また、いじめの発見についても、家庭でふさぎ込んでいたり、親に悟られまいと不自然な動きをしたり、持ち物等に

変化があったりもします。地域・家庭で児童の様子からいじめの兆候を察知できるようにします。

・松陽小学校ＰＴＡや学校運営協議会等との連携のもと、いじめ問題や「松陽小学校いじめ防止基本方針」に対する理解を深める家庭教育学級などの研修会を行います。

・研修会等により、いじめ問題についての啓発を行い、家庭や地域においても、子どもの様子を観察し、いじめなど心配な情報があれば即座に相談してもらえるように連携を図ります。特に、保護者は、保護する子どもがいじめを受けた場合には、学校その他の関係機関と連携を図り、適切にいじめから保護することができるようにします。また、保護する子どもがいじめを行わないように確かな育みに努めるようにします。

⑵ 関係機関との連携の推進に向けて

・いじめの状況についての定期的な報告を教育委員会に行うとともに、重大事態が発生した場合等、いじめの内容等によっては、直ちに教育委員会に報告し、必要な指示等を受け、教育委員会と連携して対処します。

・いじめの事案によっては、警察署との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図ります。

５　重大事態への対処

⑴ 基本的な考え方

・重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行います。

・また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に関わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供します。

⑵ 重大事態が発覚したときの対応

・重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行います。重大事態は法において、「①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と定義されていますが、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、重大事態の疑いがあるものとして報告・調査等にあたります。

・本校が調査主体となる場合は、本校の「いじめ対策委員会」のもと、事実関係を明確にするための調査、必要に応じた適切な保護者への情報提供、京都市教育委員会へ調査結果の報告、調査結果を踏まえた適切な措置、同種の事態発生の防止に向けた取組の推進等を速やかに行います。京都市教育委員会が調査の主体となる場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をします。

６　年間計画（予定）

※いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施します。ただし、年度途中に計画の修正を行う場合があります。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発 関係機関との連携
4	・職員会 「学校いじめ防止等基本方針の共有」 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム　ＰＤＣＡサイクルの確認と共有」 ・いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」	【共通】 ・入学式 ・学級開き	・前年度のアンケート・クラスマネジメントシートの結果を学年で共有（2～6 年）	・学校だよりで ・授業参観 ・学級懇談会の中で保護者啓発 ・少年補導総会で啓発
5	・いじめ対策委員会② 「記名式アンケートの実施に向けて」 「いじめ等、気になる児童の確認」 ・生徒指導校内研修会① 「いじめ等、要配慮児童の共有」	【共通】 ・憲法月間の講話の中で、いじめの問題について話す ・全校朝会で児童と春の個人懇談会で保護者に説明 「いじめ対策委員の紹介」 ・たてわり活動 ・１年生を迎える会（13 日） 【1年】 交通安全教室（１日） 【４年】自転車教室（28 日）		・憲法月間「学校だより」で啓発 ・春の個人懇談会 ・ＰＴＡ総会で啓発
6	・いじめ対策委員会③ 「アンケート・教育相談の結果の共有」 「クラスマネジメントシート・無記名いじめアンケートの実施に向けて」	【共通】 ・児童朝会で「仲間を大切にしようとする子ども」についての校長講話 ・たてわり活動 【５年】山の家（16. 17. 18. 日）	・第 1 回記名式アンケートの実施、学年集約と共有①	・保護者向け啓発パンフレット配布 ・学校運営協議会で説明①
7	・いじめ対策委員会④ 「クラスマネジメントシートの結果」 「無記名いじめアンケートの結果」	【共通】 ・１学期の終業式で「なりたい自分に向かう子ども」についての校長講話 ・たてわり活動	・クラスマネジメントシートの実施①（4～6 年）、学年集約と共有 ・記名アンケートの実施（1～3 年）学年集約と共有	・個人懇談会
8	・いじめ対策委員会⑤ 「夏季研修（いじめ問題）に向けて」 「いじめ防止プログラムの見直し」 ・生徒指導校内夏季研修会② 「いじめ防止プログラムの見直し」	【共通】 ・２学期の始業式で「集団での役割を果たす子ども」についての校長講話		

9	・いじめ対策委員会⑥ 「未然防止に向けた取組の確認」 「学校評価の実施」①			・授業参観 （人権公開授業） ・学級懇談会の中で保護者啓発
10	・いじめ対策委員会⑦ 「記名式アンケートの実施に向けて」 ・職員会　「学校評価の結果の共有」①	【共通】 ・運動会 ・たてわり活動 ・修学旅行（29 日 30 日）		・学校運営協議会で説明と評価②
11	・いじめ対策委員会⑧ 「アンケート・教育相談の結果の共有」 「校内研修会（授業提案）に向けて ・生徒指導校内研修会③ 「要配慮児童の共通理解」 ・近畿特別活動研究協議会（21 日） 学活(1)(2)(3)の公開授業	【共通】 ・たてわり活動	・第２回記名式アンケートの実施、学年集約と共有②	・就学時健診で校長による子育て講座
12	・いじめ対策委員会⑨ 「基本方針の見直しと作業に向けて」 「いじめ防止プログラムの見直しと確認②　ＰＤＣＡサイクル」 ・生徒指導校内研修会④ 「いじめ防止プログラムの見直しの共有②　ＰＤＣＡサイクル」	【共通】 ・人権朝会 「自分も人も大切すること」についての校長講話 ・人権標語の作成と発表 【６年】小中連携（未定）		・人権月間「学校だより」で啓発 ・個人懇談会
1	・いじめ対策委員会⑩ 「9 月～12 月いじめ事案の経過」 「クラスマネジメントシート・無記名いじめアンケートの実施に向けて」	【共通】 ・３学期始業式 「自分の夢に挑戦すること」についての校長講話 ・たてわり活動		・自由参観
2	・いじめ対策委員会⑪ 「クラスマネジメントシートの結果」 「無記名いじめアンケートの結果」 「年間を通してのいじめ事案の経過」 「学校評価の実施」② ・生徒指導校内研修会⑤（年間反省） 「今年度の反省と次年度への課題」 「いじめ事案の経過と課題の共有」	【共通】 ・図工展（18. 19 日） ・たてわり活動 【６年】小中連携（未定）	・クラスマネジメントシートの実施②（4～6 年）、学年集約と共有 ・記名アンケートの実施（1～3 年）、学年集約と共有	・新 1 年入学説明会で校長から講話 ・授業参観
3	・いじめ対策委員会⑫ 「いじめ防止プログラムの見直しと確認③　ＰＤＣＡサイクル」 ・職員会「学校評価の結果の共有」② 「次年度の基本方針の見直し・確認」	【共通】 ・６年生を送る会（未定） ・卒業式（23 日）	・次年度に向け、アンケート等の結果の学年集約（全学年）	・学級懇談会③の中で保護者啓発 ・学校運営協議会で説明と評価③